現在の社会では、人が罪を犯したら刑法によって処罰されることが当然のこととして受け入れられています。しかしながら、「犯罪」というものが法に規定され、国が強大な権力をもって犯罪者を処罰する、ということを、今一度改めて考える必要があると考えます。今回のセミナーでは、罪を犯したら処罰されるということを規定している刑法が、本来目的としているものは何かを探求するとともに、刑法という法の必要性について考え、それがどのような性質を有しているべきものかについても理解を深めていきたいと考えています。また、人を処罰するという場面においては、犯した罪と科されるペナルティのバランスが非常に重要になってきます。そのようなバランスを考える際にどのような点を重視すべきかについても触れていきます。普段の生活で刑法の目的や罪とペナルティのバランスについて考えることはないと思われますが、この機会に改めて考えてもらえたらと思います。